

室町時代の災害と伊勢神宮

山田 雄 司

【要約】 国家の宗廟たる伊勢神宮では、災異が発生した際には、朝暮から祈禱命令が出されて祈禱が行われた。九世紀に怪異に対する国家の対処方法が確立されて以降室町時代までは、伊勢神宮において境内の木が倒れたり、社殿の千木が折れたり屋根が崩落したりすると、それは怪異とみなされて朝廷に報告された。そして朝廷では軒廊御卜を行って怪異の原因が追及され、奉幣などの対応がなされた。神社にとつて重要なものは、社殿が整って清浄な状態にあることであり、祭祀が決められたとおりに挙行されることによつてカミは力を発揮することができた。ゆえに怪異・災害と遷宮は連動しており、中世の伊勢神宮では仮殿遷宮が頻繁に行われた。中世社会においては、災害は単なる自然現象ではなく、カミの意思のあわれであつて、カミの意思を推し量つて災害を鎮めることが求められた。

史林 九六巻一号 二〇一三年一月

はじめに

日本歴史上どのような天変地異が発生したのか。こうした観点から、これまで主として理科系の分野からさまざまな研究が行われてきた。そしてそれは災害を年表として提示し、そこに史料を掲げるといふ体裁のものが多かった^①。この研究によつては地震・津波・風水害・旱魃・疫病といった災害に関する基本的データが確定され、個別の事項も容易に検索できるようになった。

それに付け加え、近年は文化系学問からも災害に関する関心が高まり、単に災害の日時や被害状況だけでなく、その際

に日本人はどのように対応し危機的状況を克服してきたのか、当時災害がどのように認識されていたのか、そして環境問題と関連づけての研究も行われるようになってきた。^②

さらには、二〇一一年三月十一日に発生した東日本大震災以降は災害に関する認識がより一層深まり、歴史学として大災害をどのようにとらえたらよいのか、さまざまな観点からの研究がなされている。^③

災害時にはどのような対応がなされたのかという点に関しては、水野章二によって整理されているが、大きく分けると二つに分類できよう。^④ひとつは被害に対する現実的対応である「社会的対応」であり、もうひとつは宗教の力によって災害をくい止めようとする「宗教的対応」である。社会的対応には、堤防修理・灌漑用水などの施設の整備や、田堵・莊園領主・国家による災害復旧、新しい品種の開発や水田の開発などがある。宗教的対応としては、それぞれの宗教に応じた災難除けの祭祀が行われた。儒教では、大赦・賑給・改元といった儀礼が、仏教では、大般若経・仁王経・金剛般若経など諸経典の書写・読誦や造仏が、神道では亀卜、奉幣・祈禱、神社整備といった対応が、陰陽道では天文密奏、式占、解謝・鎮祭といった儀礼が行われた。

私の関心は宗教的対応にあるが、それは現代人とは違って中世の人々が宗教的対応に非常に関心を払っていることから、それを研究することによって中世人の意識を明らかにできると考えるからである。本稿ではそのなかでも、神道的対応、とりわけ具体的事例として、室町時代の伊勢神宮において災害が発生した場合にどのような対応がとられたのか明らかにすることを主眼とする。また災害の中でも地震がもつとも甚大な被害を及ぼすので、地震についての考察を中心に行っていく。

伊勢神宮は国家の宗廟であり、災害が発生した際には、朝暮から祈禱命令が出されて祈禱が行われた。伊勢神宮で行われた祈禱の事例を見ると、天皇不弔、彗星・客星・星合・三合・天変、霖雨による止雨・旱魃による祈雨、大雷、火事・疫病・怪異・物怪、群盗鎮定・海賊平定・兵乱鎮定、内裏触穢・内裏焼亡祈謝、触穢、甲子・辛酉御祈、内裏造宮、

天皇即位、行幸・行啓、中宮御産、報賽などのときに祈禱が行われたことがわかる。⑤ それではまず、伊勢神宮で発生した怪異・災害と遷宮との関係について考えてみたい。

- ① 代表的な著作として、小鹿島果編『日本災異志』（五月書房、一八八二年、初刊一八九三年）、東京大学地震研究所編『新収 日本地震史料』（東京大学地震研究所、一九八一—一九九四年）、宇佐美龍夫『新編 日本被害地震総覧』（東京大学出版会、一九八七年）、権藤成卿『日本震災凶饑放』（文芸春秋、一九三三年）、東京府社会課編『日本の天災・地変』上下（原書房、一九七六年、初刊一九三八年）、池田正一郎『日本災変通志』（新人物往来社、二〇〇四年）、藤木久志編『日本中世気象災害史年表稿』（高志書院、二〇〇七年）のほか、インターネット上で検索できる古代中世地震史料研究会『古代・中世』地震・噴火史料データベース』<http://sakuyed.sizizokacad.jp/erice/>も作成され、歴史上どのような災害が発生したのか、便利に検索できるようになった。
- ② 笹本正治『中世の災害予兆』（吉川弘文館、一九九六年）、北原系子『地震の社会史』（講談社学術文庫、二〇〇〇年）、藤木久志『飢餓と戦争の戦国を行く』（朝日新聞社、二〇〇一年）、峰岸純夫『中世災害・戦乱の社会史』（吉川弘文館、二〇〇一年）、伊藤和明『地震と噴火の日本史』（岩波新書、二〇〇二年）、下山覚『災害と復旧』（上原
- ③ 北村優季『平安京の災害史』（吉川弘文館、二〇二二年）、歴史学研究会編『災害・核災害の時代と歴史学』（青木書店、二〇二二年）、保立道久『歴史のなかの大地動乱——奈良・平安の地震と天皇——』（岩波新書、二〇二二年）、吉越昭久・片平博文編『京都の歴史災害』（思文閣出版、二〇二二年）、畑中章宏『災害と妖怪——柳田国男と歩く日本の天変地異——』（亜紀書房、二〇二二年）など。
- ④ 水野章二『中世の災害』（北原系子編『日本災害史』吉川弘文館、二〇〇六年）。
- ⑤ 神宮司廳編『神宮史年表』（戎光祥出版、二〇〇五年）により検索した。

一 怪異・災害と遷宮

伊勢神宮が他の神社と比して特徴的なこととしては、国家による費用給付により二十一年に一度社殿を建て替える式年遷宮という制度が維持されてきたことがあり、社殿に異常が発生した場合は怪異として国家に報告されて対応が求められたことである。数ある神社の中でも、伊勢神宮は国家の宗廟であり、皇祖神を祭っていることにより王権と最も密接に関係

した神社であるので、怪異の発生にはとりわけ注意が払われた。外宮権祢宜出口延佳の『伊勢大神宮神異記』^①では、「伊勢両太神宮には、巫覡の妖術奇怪をさぐる事、神書分明なれども、日本第一の宗廟なれば、靈験不思議なきにしもあらず」として、古代より近世に至る神宮で起きた神変奇瑞を記している。

また、十三世紀末に外宮祢宜度会行忠の著した『古老口実伝』^②には、「神宮怪異ノ事」として以下のように記している。

殿舎ノ上鷺鷯ノ居事、飛蟻、蜂ノ房、無名虫、古木顛倒并落枝等事、即注進之処、被_レ行_二御点、下_二祈謝、宣旨、仰_二諸社司等、御祈禱之間、神宮為_レ吉也。近代依_レ無_二奏聞、不被_二祈謝、因_レ茲神宮為_レ凶之由、雅繼光胤神主等申_レ之。

これによると、社殿の上に鷺や鴉が居していることをはじめ、羽蟻・蜂の巢・名の知らぬ虫が発生するといった生物の発生や古木の顛倒、落枝といったことも怪異としてとらえられ、朝廷に注進されていたことがわかる。そしてそれをうけて祈禱が行われることにより吉に転化することができたのであるが、近年は奏聞がなされず、よって祈禱も行われないうめ、神宮にとっては凶であるとの祢宜の弁を記している。^③

一方、式年遷宮については、『延喜式』^④伊勢大神宮に、

凡大神宮、廿年一度、造替正殿宝殿及外幣殿、度会宮及別宮、余社、造神殿之年限准此、皆採_二新材_一構造、自外諸院新旧通用、宮地定置ニ処、至限更遷、其旧宮神宝、遷_二取新殿_一

とあるように、七世紀末より始まったとされる伊勢神宮における「二十年に一度」の社殿造替は、国家的事業として執り行われてきた。貞治二年（一二三三）皇大神宮権祢宜興兼が編纂した『遷宮例文』^⑤に、「廿年ニ一度之造替遷宮ハ、皇家第一重事、神宮無双大宮也」とあるように、遷宮を行うことは何にも増して重要な儀式であり、それを守るためにたゆみない努力が積み重ねられてきた。

正殿は百年経っても朽損しないと認識されており、それが途中で顛倒してしまうことは、奇怪なことであって、その背後に神の意志を感じたのであった。『春記』^⑥長久元年（二〇四〇）八月十日条には、七月二十六日の大風により外宮正殿が

顛倒して仮殿遷宮を行った際の記事を載せている。

御殿宮柱二本径三尺許六七尺許所^ニ掘立也、雖^レ經^ニ百年不可^レ朽損、何況於^ニ廿年顛覆之理、太以為^レ奇、

しかし、室町時代の伊勢神宮は、朝廷や幕府による役夫工米による資金調達が困難になったことにより、「二十年に一度」の式年式月式日が守られなくなってしまう。そのため、社殿が朽損すると御神体を仮殿に遷してその間に修復するという仮殿遷宮を行うことによりしのいだ。^⑦仮殿遷宮は十世紀になるとよく見られるようになるが、これは崇敬心が高まったからとか、技術が衰えたとか、よい用材を用いることができなくなったため二十年を待たずに朽ちてしまうようになったから等の理由ではなく、怪異やケガレ意識の高まりと関連のある問題である。

『続日本後紀』^⑧承和三年（八三六）丁丑（十一日）条で、九月九日の宮中の穢によって神嘗祭の幣帛奉献ができなかったことを、十一日に伊勢大神宮に使いを遣わして報告しているが、これが穢による神事中止の初見である。そして、『続日本後紀』承和八年（八四二）六月辛酉（二十二日）には、肥後国阿蘇郡神靈池が枯渇し、さらには伊豆国の地震の変のために卜いを行うと、旱疫及び兵事のことあるべしとの占断がなされ、このほかにも物性が多く、そのため使いを遣わして伊勢大神に祝詞奏上・奉幣し、賀茂御祖社にも使いが遣わされたことが記されている。

仁明朝になると呪術的観念が拡大し、それとともに神社では清浄性が求められるようになった。また、災異の原因を卜いにより求めるようになり、それによって神社に奉幣するという怪異のシステムができあがった。^⑨

『続日本後紀』承和九年（八四二）七月辛亥（十九日）には、

頃者炎旱涉旬、秋稼焦枯、詢諸卜筮、伊勢八幡等大神為^レ祟、命^ニ神祇伯大中臣朝臣淵魚^ニ祈禱焉、

のように、炎旱が続いて秋稼が枯れたことの原因を卜筮により求めたところ、伊勢・八幡の祟りと出たために祈禱を命じた旨記されている。

さらには、『続日本後紀』承和十一年（八四四）八月五日にのせる決定が重要な意味をもっている。

〔^{〔56〕}先帝遺誥曰、世間之事、每有物怪、寄崇先靈、是甚無謂也者、今随有物怪、令所司卜筮、先靈之祟明于卦兆、臣等擬信、則忤遺誥之旨、不用則忍当代之咎、進退惟谷、未知何從、(中略)卜筮所告、不可不信、(中略)朝議從之、

嗟哉天皇は遺誥で、崇りの原因を先靈に求めてはならないことを述べたが、藤原良房は卜筮によつて占わせたところ、先靈の祟りであるという結果が出た。そうしたところ、「卜筮の告ぐる所、信じざるべからず」との意見に「朝議之に従ふ」としており、ここに卜占の存在が正当化されたのであった。^⑩

光仁天皇以降、特に仁明天皇の代になって、災異の原因を特定の神霊の祟りとみる理解が急増するが、承和十一年のこの決定は、怪異の裏にある神霊の祟りの存在を公に認めたものであり、それまで守護を願う奉幣先だった神社や天皇陵が、自ら崇りを生み出す存在へと変化していったと考えられる。

- ① 大神宮叢書『神宮参拝記大成』。寛文六年(一六六六)成立。
- ② 『神道大系』論説編五伊勢神道(上)。度会行忠が豊受大神宮二祢直在任中に撰述したもので、正安元年(一二九九)九月以降、同二年六月までの間に成立したとされる。
- ③ 山田雄司「室町時代伊勢神宮の怪異」(『神道史研究』五四―、二〇〇六年)。
- ④ 虎尾俊哉編『延喜式(訳注日本史料)(集英社、二〇〇〇年)。
- ⑤ 神宮司廳編『神宮遷宮記』第二卷(神宮式年造宮庁、一九九二年)。
- ⑥ 『春記』(増補史料大成)(臨川書店、一九八九年)。
- ⑦ 仮殿遷宮については、鎌田純一「中世における神宮仮殿遷宮」上下(『大倉山論集』二七・二八、一九九〇年)、山内宏之「中世遷宮にみる伊勢神宮の構造」(『三重大史学』六、二〇〇六年)などに詳しい。
- ⑧ 『続日本後紀』(新訂増補国史大系)(吉川弘文館、一九七一年)。
- ⑨ 小坂真二「九世紀段階の怪異変質にみる陰陽道成立の一側面」(竹内理三編『古代天皇制と社会構造』校倉書房、一九八〇年)。
- ⑩ 山下克明「災害・怪異と天皇」(網野善彦・樺山紘一・宮田登・安丸良夫・山本幸司編『岩波講座天皇と王権を考える第8巻コスモロジーと身体』(岩波書店、二〇〇二年))。

遷宮年表

回数	西暦	内宮の遷御年	理由	間隔	西暦	外宮の遷御年	理由	間隔
1	六九〇	持統天皇四	式年		六九二	持統天皇六	式年	
2	七〇九	和銅二・九・一六	式年	19	七一	和銅四・九・一五	式年	19
3	七二九	天平元・九・一六	式年	20	七三二	天平四・九・一五	式年	21
4	七四七	天平一九・九・一六	式年	18	七五〇	天平勝宝二・九・一五	式年	22
5	七六六	天平神護二・九・一六	式年	19	七六八	神護景雲二	式年	18
6	七八五	延暦四・九・一八	式年	19	七八七	延暦六・九・一五	式年	19
7	七九二	延暦一〇・八	仮殿					
8	八〇	延暦一一・三・二四	臨時					
9	八二九	弘仁元・九・一六	式年	25	八二二	弘仁三・九・一五	式年	25
10	八四九	天長六・九・一六	式年	19	八三一	天長八・九・一五	式年	19
11	八六八	嘉承二・九・一六	式年	20	八五一	仁寿元・九・一五	式年	20
12	八八六	貞観一〇・九・一六	式年	19	八七〇	貞観一二・九・一五	式年	19
13	九〇五	仁和二・九・一六	式年	18	八八九	寛平元・一〇・一	式年	19
14	九二四	延喜五・九・一六	式年	19	九〇七	延喜七・九・一五	式年	18
15	九四三	天慶六・九・一六	式年	19	九二四	延長二・一二	仮殿	19
16	九六二	天曆二・三	仮殿	19	九四五	延長四・九・一五	式年	19
17	九八一	天曆二・三	式年	19	九六三	天慶八・一二	式年	19
	一〇〇〇	長保二・九・一六	式年	19	九八三	康保元・九・一五	式年	19
		天元四・九・一七	式年	19	一〇〇二	永観元・九・一五	式年	19
		長保二・九・一六	式年	19		長保四・九・一五	式年	19

	25	24	23	22	21	20	19	18
一〇一九	一一六九	一一三三 一一四六 一一五二 一一六三	一一二六	一一一四 一一一〇 一一〇三	一〇九五 一〇九二 一〇九二	一〇七六 一〇九〇 一〇六六	一〇四三 一〇五七 一〇六六	一〇三八 一〇四三
寛仁三・九・一七	嘉応元・六・一七	長承二・九・一六 久安二・一・一六 仁平二・九・一六 長寛元 仁安三・二・二八	大治元・二・二二	天永元・一・二七 永久二・九・一六	寛治八 嘉保二・九・一六 康和五	承保三・九・一六 寛治四・一〇・二三 寛治六・一〇・二一	治暦二・九・五 天喜五・九・一六	長久四・四・三 長暦二・九・一六
式年	假殿	式年 假殿	假殿	式年 假殿	大風傾危・假殿 式年 假殿	假殿 假殿	假殿 式年	式年 湿損修理・假殿
19	19	19	19	19	19	19	19	19
一〇二一	一一七一	一一二六 一一三五 一一五二 一一五四 一二六五	一一二六 一一一六	一一一〇 一〇九七	一〇九五 一〇九二 一〇九〇	一〇七八 一〇九〇 一〇九二	一〇五九 一〇五三 一〇四〇	一〇四〇 一〇四〇
治安元・九・二五	承安元	大治元・二・二七 大治元・四・一一 永久四・九・二五 保延元・九・二五 仁平元・一〇・一九 仁平四・九・一五 永万元・九・七 嘉応元・二・一九	永長二・九・二五 天永元・二・二四	嘉保二・九 永長二・九 寛治六・一一・一五	承保三・九・二五 寛治四・一二・二四 寛治六・一一・一五	康平二・九・一五 天喜元・四・二八	長暦四・九・二五 長暦四・八・二五	
式年	假殿 假殿 假殿	假殿 式年 假殿	假殿 假殿	式年 心御柱顛倒・假殿	大風傾危・假殿 大風破損・假殿	式年	假殿 式年 假殿	大風顛倒・假殿 式年
19	19	19	19	19	19	19	19	19

26	27	28	29
一六九	一九〇	二〇六	二二八
嘉応元・一二・一六	建久元・九・一六	元久三・四・三	安貞二・九・一六
臨時	式年	式年	式年
一七二	一九二	二二一	二二五
承安二・二・三三	建久三・九・一五	建曆元・九・一五	寬喜二・九・一五
棟持柱朽損・仮殿	式年	式年	式年
一七三	一八五	二二二	二二九
承安三・九・一五	元暦二・四・二二	承元四・三・六	嘉禎元・一〇・八
式年	仮殿	仮殿	仮殿
一七四	二〇〇	二〇九	二三〇
承安四	正治二・三・二五	承元三・四・一〇	寬喜元・四・六
狂人昇殿・仮殿	仮殿	仮殿	仮殿
一七五	二〇七	二一〇	二三二
安元元・一〇・一七	建久九・七・一六	元久元・一二・二七	仁治二・二・一六
修理・仮殿	修理・仮殿	御装束湿損・仮殿	大風破損・仮殿
一八五	二〇七	二一〇	二三三
元暦二・四・二二	承元元・四・二三	承元四・三・六	嘉禎元・一〇・一七
仮殿	式年	式年	式年
一九二	二〇七	二一〇	二三三
建久三・九・一五	正治二・三・二五	承元三・四・一〇	仁治三・一〇・二二
式年	仮殿	仮殿	大風破損・仮殿
二〇〇	二〇七	二一〇	二三三
正治二・三・二五	承元元・四・二三	承元四・三・六	嘉禎元・一〇・一七
仮殿	式年	式年	式年
二〇七	二一〇	二一〇	二三三
承元元・四・二三	承元三・四・一〇	承元四・三・六	嘉禎元・一〇・一七
修理・仮殿	修理・仮殿	御装束湿損・仮殿	大風破損・仮殿
二〇九	二一〇	二一〇	二三三
元久元・一二・二七	承元三・四・一〇	承元四・三・六	嘉禎元・一〇・一七
式年	式年	式年	式年
二一〇	二一〇	二一〇	二三三
承元三・九・一六	承元三・四・一〇	承元四・三・六	嘉禎元・一〇・一七
式年	式年	式年	式年
二一〇	二一〇	二一〇	二三三
承元三・九・一六	承元三・四・一〇	承元四・三・六	嘉禎元・一〇・一七
式年	式年	式年	式年
二一〇	二一〇	二一〇	二三三
承元三・九・一六	承元三・四・一〇	承元四・三・六	嘉禎元・一〇・一七
式年	式年	式年	式年
二一〇	二一〇	二一〇	二三三
承元三・九・一六	承元三・四・一〇	承元四・三・六	嘉禎元・一〇・一七
式年	式年	式年	式年
二一〇	二一〇	二一〇	二三三
承元三・九・一六	承元三・四・一〇	承元四・三・六	嘉禎元・一〇・一七
式年	式年	式年	式年
二一〇	二一〇	二一〇	二三三
承元三・九・一六	承元三・四・一〇	承元四・三・六	嘉禎元・一〇・一七
式年	式年	式年	式年
二一〇	二一〇	二一〇	二三三
承元三・九・一六	承元三・四・一〇	承元四・三・六	嘉禎元・一〇・一七
式年	式年	式年	式年
二一〇	二一〇	二一〇	二三三
承元三・九・一六	承元三・四・一〇	承元四・三・六	嘉禎元・一〇・一七
式年	式年	式年	式年
二一〇	二一〇	二一〇	二三三
承元三・九・一六	承元三・四・一〇	承元四・三・六	嘉禎元・一〇・一七
式年	式年	式年	式年
二一〇	二一〇	二一〇	二三三
承元三・九・一六	承元三・四・一〇	承元四・三・六	嘉禎元・一〇・一七
式年	式年	式年	式年

33	32	31	30
一三〇四 一三一〇 一三一〇	一一八五 一一九〇 一一九七 一二〇四	一二六六 一二七九 一二八三	一二四七 一二四八 一二五四 一二六〇
嘉元二・一二・二二 應長元・一二・二八	弘安八・九・一六 正応三・九・一一 永仁五・五・九 嘉元二・一〇・二四	文永三・九・一六 弘安二・二・二三 弘安六・九	宝治元・九・一六 宝治二・四・一七 建長六・七・二六 文応元・七・一六
式年 屋根破損・仮殿	式年 仮殿 御装束鼠損・仮殿 仮殿	式年 屋根修理・仮殿 仮殿	式年 御被奉替・仮殿 心御柱朽損・仮殿 仮殿
19	19	19	19
一三〇六 一三一〇 一三一三	一一八八 一一八九 一二〇〇 一二九六 一二九七 一二九九	一二七四 一二八〇 一二八四 一二八五 一二八七	一二四八 一二四九 一二五二 一二五三 一二五五 一二五八
正和二・二・二一 徳治元・一二・二〇 正安元・一一・二	弘安一〇・九・一五 正応元・八・二三 正応三・九・二一 永仁四・一一・九 永仁五・三・一九 正安元・一一・二	文永一・一〇・一 弘安三・九 弘安七・三・二三 弘安八・九・四 文永八・七・六 文永五・九・一五 文永四・三・二五 文永元・六・二八 弘長元・一二・一八	宝治二・七・一〇 建長元・九・二六 建長四・四・二一 建長五・三・四 建長七・四・三三 正嘉二・八・二八 弘長元・一二・一八
式年 心御柱飾替・仮殿	式年 心御柱損傷・仮殿 心御柱損傷・仮殿 東宝殿狐穴・仮殿 心御柱折損・仮殿 仮殿	式年 仮殿 仮殿 大風破損・仮殿 心御柱損傷・仮殿 仮殿 仮殿	式年 仮殿 仮殿 仮殿 仮殿 仮殿 仮殿 仮殿 仮殿 仮殿
19	19	19	19

	39	38	37	36	35	34
	一四四五 一四四五 一四四三 一四三二	一四一八 一四一八 一四二〇 一四二〇	一四〇〇 一四〇〇 一三九三 一三九三	一三六四 一三六四 一三六三 一三六三	一三三〇 一三三〇 一三三三 一三三三	一三二一 一三二一 一三二二 一三二二
	文安二・九・三〇	文安二・九・一八 永享三・一二・一八	應永一八・一一 應永七・六・二七	明徳二・二二・二〇 明徳四	康永二・一二・二八 貞治二・七・一七 貞治三・二・一六	元亨元・七・二三 元亨三・九・一六
	假殿	心御柱錯節・假殿 式年	盜人參昇・假殿 式年	假殿	心御柱立替・假殿 式年	正殿等修理・假殿 式年
	20	20	27	21	20	19
	一四八六 一四八七 一四九〇 一四九七 一五〇一 一五二一 一五四一	一四二二 一四二二 一四二九 一四三三 一四三三 一四四二 一四四二	一四一九 一四一九 一四〇〇 一四〇〇	一三八〇 一三八八 一三九七 一三九七	一三四五 一三四五 一三三七 一三三七	一三三五 一三三五 一三三七 一三三七
	天文一〇・九・二六	長享元・九・三三 延徳二・九・一六 明応六・一〇・一一 文龜元・九・一六 大永元・六・一三	應永二六・一二・二四 應永二九・一二・二四 永享元・一二・二五 永享六・九・一五 享徳元・一二・一九 文明一八・一二・二四	康暦二・二・八 嘉慶二 應永四・五・一〇 應永七・二・二八	貞和元・二二・二七	正中二・九・一五 嘉暦二・八・一三
	正殿朽損・假殿 假殿	炎上・假殿 炎上・假殿 假殿 正殿破損・假殿 假殿	心御柱立替・假殿 式年	假殿 假殿 式年	心御柱損傷・假殿 式年	式年
	15	19	20	35	20	19

室町時代の災害と伊勢神宮（山田）

52	51	50	49	48	47	46		45		44	43	42		41					40	
一八〇九	一七八九	一七六九	一七四九	一七二九	一七〇九	一六八九		一六八一	一六六九	一六五九	一六五九	一六四九	一六二九	一六〇九	一五八五	一五七五	一五四二	一五二一	一四九七	一四六二
文化六・九・一	寛政元・九・一	明和六・九・三	寛延二・九・一	享保一四・九・三	宝永六・九・二	元禄二・九・一〇		天和元・二・一三	寛文九・九・二六	万治二・一・二五	万治二・四・一八	万治元・閏二・二	慶安二・九・二五	慶長一四・九・二一	慶長三・六・二七	天正三・三・一六	天文一・一・二二	大永元・六・一三	明応六・一〇・一二	寛正三・二・二七
式年	式年	式年	式年	式年	式年	式年		炎上・仮殿 臨時	式年	臨時	仮殿	炎上・仮殿	式年	式年	式年	式年	式年	式年	式年	式年
20	20	20	20	20	20	20		20				20	20	24		123				31
一八〇九	一七八九	一七六九	一七四九	一七二九	一七〇九	一六八九		一六六九				一六四九	一六二九	一六〇九	一五八五			一五八一	一五六五	一五六三
文化六・九・四	寛政元・九・四	明和六・九・六	寛延二・九・四	享保一四・九・六	宝永六・九・五	元禄二・九・一三		寛文九・九・二八				寛文四・二・一三	慶安二・九・二七	慶長一四・九・二七	慶長三・六・六	天正三・一〇・一五		天正九・一〇・二七	永禄八・六・九	永禄六・九・二三
式年	式年	式年	式年	式年	式年	式年		式年				正殿等破損・仮殿	式年	式年	式年	式年		正殿朽損・仮殿	御萱朽損・仮殿	式年
20	20	20	20	20	20	20		20				20	20	24		22				129

61	60	59	58	57		56	55	54	53
一九九三	一九七三	一九五三	一九四二	一九二九	一九二二	一九〇九	一九〇一	一九〇〇	一八九八
平成一〇・二	昭和四八・一〇・二	昭和二八・一〇・二	昭和一七・一〇・二	昭和四・一〇・二	大正一一・一〇・二	明治四二・一〇・二	明治三四・一二・二二	明治三三・一〇・二	明治三一・六・一三
式年	式年	式年	仮殿	式年	屋根葺替・仮殿	式年	仮殿	臨時	炎上・仮殿
20	20	24	20	20	20	20	20	20	20
一九九三	一九七三	一九五三	一九四〇	一九二九	一九一七	一九〇九	一九〇九	一八九九	一八九八
平成一〇・五	昭和四八・一〇・五	昭和二八・一〇・五	昭和一五・九・二六	昭和四・一〇・五	大正六・三・一五	明治四二・一〇・五	明治四二・一〇・五	明治三二・一〇・五	明治三一・一〇・五
式年	式年	式年	仮殿	式年	屋根葺替・仮殿	式年	式年	式年	式年
20	20	24	20	20	20	20	20	20	20

鎌田純一「中世における神宮仮殿遷宮」上（『大倉山論集』二七、一九九〇年・神宮司庁編『神宮史年表』（戎光祥出版、二〇〇五年）をもとに作成。

二 十五世紀中葉の神宮と災害

こうしたあり方は鎌倉時代も引き継がれていくが、次に式年が行われなくなった十五世紀中葉の状況を検討し、伊勢神宮と災害との関係を考えてみたい。内宮では永享三年（一四三二）十二月十八日に、外宮では永享六年（一四三四）に第三十九回の式年遷宮が行われて以降、式年遷宮の間隔が大幅に開くことになる。しかし、永享三年に内宮で行われた式年遷宮は異例な遷宮であった。『寛正三年造内宮記』^①には以下のように記されている。

亦去永享三年^{亥辛}十二月廿日御遷宮者、造宮使宗直、頭人撰津掃頭^{部敷}常承兼テ連々ニ神役ヲ引越、依レ被ニ自專^{光普}造替令ニ延引、仍自ニ公方^{光普}院殿急可奉レ成ニ遷御ニ之由、類雖レ被ニ仰出、御材木之用意纔也、仍頭人成ニ奉書^{光普}近所之社頭寺領之山森林、不謂^{光普}汚穢不浄之在所伐採、俄致ニ當作^{光普}之間、依ニ材木不足^{光普}御金物等寸法不ニ符合、抑僅ニ正殿一字荒祭宮正殿一字被ニ造進、其外者無^{光普}柴垣之一重、東西宝殿御門鳥居殿舎御倉以下之事ハ、一向不^{光普}及ニ沙汰、非常之遷宮ヲ被ニ奉レ成畢、

永享三年の内宮式年遷宮は、造宮使と頭人の「自專」によって延引し、材木の不足を補うため近所の社頭・寺領の森林から汚穢不浄に関わらず伐採し、材木不足とともに金物の寸法も合わず、正殿一字と荒祭宮正殿一字のみを造進する「非常の遷宮」であった。

こうした中、永享十一年（一四三九）二月にははやくも内宮から仮殿遷宮の要求がなされている。さらには『文安二年内宮仮殿遷宮記』^③所収永享十一年（一四三九）七月十四日神祇大副大中臣清忠注進状には以下の記述がある。

凡今度内宮遷宮、毎時為ニ新儀者也、正殿一字造進之外、御門御垣一向無^{光普}其形之条、宮立以後無^{光普}其例、遷宮以後二年三年之間造進之所々、東西宝殿并御門御垣等也、而猶荒垣之内、未作繁多也、表聳^{光普}鹿悪事、迄^{光普}至^{光普}遷宮当日^{光普}作事沙汰之間、依^{光普}物念^{光普}不^{光普}及^{光普}慇懃之沙汰^{光普}者歟、仍早速及^{光普}破損^{光普}哉、就中差^{光普}山外^{光普}於^{光普}他山^{光普}御材木採用之事、先々固及^{光普}御礼明^{光普}者也、而今度之儀、造宮材料無^{光普}用意之間、於^{光普}近所^{光普}不^{光普}嫌^{光普}淨不浄、於^{光普}在々所々^{光普}、以^{光普}寺社之修理用意之樹^{光普}採用之、其中殊於^{光普}常勝寺山^{光普}者、穢物不浄不^{光普}絶在所也、以^{光普}彼寺木^{光普}、御垂木大床御階等、於^{光普}小物^{光普}者悉奉^{光普}成^{光普}御事^{光普}之間、寸法不定依^{光普}繁多、御金物不^{光普}相応、如^{光普}是次第及^{光普}御不審^{光普}者、被^{光普}下^{光普}御使^{光普}、可^{光普}被^{光普}実見^{光普}者哉、

永享三年の遷宮では、最初正殿のみで、その後二三年の間に東西宝殿や御門・御垣等を造進するという未だかつてない状況であった。荒垣の内はまだ造作されていない箇所が多く、葺萱は粗悪で早速破損してしまうというありさまであった。造宮材料も急場しのぎで、浄不浄にかかわらず近在所々の寺社修理用の樹木によってまかない、穢物不浄の絶えざる在所である常勝寺山（伊勢市常磐町外宮工作所地内）の材木を用いて垂木・大床・御階等を製作し、材木と金物が合わない箇

所も多いという事態であった。

文安二年（一四四五）九月三十日に皇大神宮仮殿遷宮が挙行された。そして、第四十回の式年遷宮に向けての山入・立柱・上棟以下の諸祭が式日を過ぎても沙汰に及ばなかったことを注進した。^④

皇大神宮神主

注進、可早被_レ經次第上 奏、当宮遷宮式年依_レ相_二当明年、当年山入立柱上棟以下可_レ被_レ急次第神事_一、馳_レ過式月、于_レ今不_レ及_レ御沙汰之条、神慮難_レ測問事、

右当宮造替遷宮、式年相_二当明年、然之間、被_レ急山入、就_レ御材木着岸、当年八月中被_レ遂_二行立柱上棟為_二先規_一之處、于_レ今遲怠、神慮巨_レ測者也、殊今正殿千木鯉木御表葺以下追_レ日令_二所損、御神体被_レ侵_二雨露_一給之条其恐不_レ少、此等次第、先度委細令_二注進_一畢、巨細重不_レ及_二言上_一、所詮以_レ夜繼_レ日被_レ下_二行要脚、被_レ急次第當作_一矣、若猶御沙汰令_二停滯_一者、任_二神訴之旧例_一、禰宜等遂_二參洛_一、可_レ歎申_レ者也、雖_レ然為_二公私_一、慎存之間、先所_レ經_二言上_一也、云_レ彼云_レ是、被_レ急次第當作、被_レ遂_二還御之節_一之条、天下泰平御祈禱、何事如_レ之乎、仍注進如_レ件、以解、

（一四四七）
文安四年九月十六日 大内人正六位上荒木田神主長久

禰宜從三位 荒木田神主守房

（以下署名略）

この記述からわかるように、正殿の千木・鯉木・御表葺以下が朽損し、御神体が雨露に侵されそうな状況であるという。仮殿遷宮が行われてわずか二年たらずでこのような状況であり、大風や地震が起こったらたちまち倒壊してしまうようなありさまであったことが推測される。^⑤

文安五年（一四四八）五月十七日には内宮正殿の覆板・鯉木がごとごとく落ち、御階の高欄などが打ち砕けてしまった。^⑥ さらに文安六年三月十五日には風雨により内宮北御門御扉が顛倒したものの、宮守物忌父弘盛が拵え直した。

そして四月十日および十二日には京都で大地震があり、禁裏仙洞の築地が多く破損し、東山・西山の在々所々で大地震が裂破したりしているが、そのときには伊勢神宮に対して地震御祈が命じられているほか、天変地妖御慎の室町殿御祈が東寺で行われたり、祇園社に対して七日間の大般若経転読が行われるなど、諸寺社に対して祈禱命令が下された。六月十六日は大雨のため洪水となり、風日祈宮橋が落ちてしまったほか、館も浸水し、忌火屋殿が破壊されて水が中に入って御竈が壊れてしまったため、十七日に行うはずの御饌を調備することができなくなった。そのため、祭礼を延引すべき旨を神宮奉行の折紙により司中に触れ送ったところ、以下のような返事であった。

折紙之趣委細披露申候之處、則御幣使へ其分御申候処、御返事に八月次祭就大水、明夜まで延引不可然候、尚々御談合候て今夜被_レ執行候は、目出候へく候、御せんなどまゝ候はても、御祭御入候例なく候哉、無為_二今夜御事成候は、可_レ然之由幣使より申され候、又八社奉幣事者、いかやうにも候へ、今夜にて候へく候、御心得あるべく候、尚々月次祭おも今夜被_レ執行候は、目出候、恐々謹言、

六月十七日

司中奉行

文持判

内宮奉行御中御返報

御幣使に尋ねたところ、大水により月次祭を翌日の夜まで延引するのはよろしくないで、今夜執行してほしいとの返答であり、さらに八社奉幣についてはどんなことがあっても今夜執行すべしとの意見を神宮側に伝えている。八社とは『康富記』^⑩宝徳元年（一四四九）六月十二日条に記されるように、この場合伊勢・松尾・春日・大和・梅宮・吉田・廣田・祇園をさし、五月十五日に軒廊御卜を行った際に、祟りをなしている方角の社としてあげられた神社であった。^⑪

『康富記』六月十六日条によれば、この年は天下に疫病が流布し、飢饉がはなはだしい状況で、八社奉幣のほか、石清水・賀茂上下・松尾・平野・春日・日吉・祇園・北野の諸社には七日間の仁王経転読が命じられ、東大寺・興福寺・元興

寺・大安寺・西大寺・法隆寺・葉師寺・延暦寺・園城寺には七日間の大般若経転読が命じられ、五畿七道諸国には仁王般若経転読、さらに天下諸人に対しては自ら般若心経を読むように命じられた。そのときの官宣旨には、「日来天変告災、地震作_レ害、多以_二疫癘之苦_一、因以_二飢饉之憂_一、非_レ仰_二仏神之仁慈者_一、争救_二都鄙之厄難_一乎」との文言があり、国家としては神仏の仁慈により災難をとどめてもらうことしかすがなかつた、というよりも、災難を鎮めるために神仏に祈ることこそが国家のなすべき最も重要な役割だと考えられていた。

伊勢神宮に関しては、六月十五日・十六日の大雨で官幣が宮川を越えることができなかつたが、八社奉幣は十七日夜に執り行うことができた。そして月次祭についても御膳の調備が完了した十八日に執り行うことができた。

これらのことからわかることは、殿舎が損壊している状況にもかかわらず、何とか祭祀を遂行させようとしている姿勢である。「神事違例」となることは神の崇りを引き起こし、災害の発生を招くと考えられていたため、そうした事態を避けようとしていたと考えられる。十五世紀中葉から十六世紀後半にかけては、社殿が粗悪な素材により仮造りのような状態で作られていたのなら、当然災害には弱く、破損・損壊するという怪異を引き起こし、それを朝廷に奏上するもの対応がなされず、さらなる倒壊を招くという悪循環に陥ってしまったのである。

- ① 神宮司廳編『神宮遷宮記』第四卷（神宮式年造宮庁、一九九二年）。
 - ② 『氏経神事記』（大神宮叢書）永享十一年二月条。
 - ③ 神宮司廳編『神宮遷宮記』第三卷（神宮式年造宮庁、一九九二年）。
 - ④ 『寛正三年造内宮記』。このとき式年は明年（文安五年＝一四四八年）であると注進しているが、永享三年（一四三二）に式年遷宮が行われているので、計算上は一四五〇年が式年となるはずである。
 - ⑤ この間、文安四年（一四四七）七月日皇大神宮神主注進状（康富記）文安四年七月十八日条所引）によると、六月二十六日夜に内宮正殿ならびに別宮の荒祭宮が鳴動し、その響きは大きな物が投げられた。
- ときのように、番宿直のために祇候していた祠官は仰天したとある。そして二十八日に、梶御馬が戸を開かず既に既を抜け出して走り出し、山中に馳せ入り、行方がしれなかつたところ、自ら既に戻り、馬の背には鞍を置いて腹には鏡で摺った跡があり、馬の面は飛沫でぬれ、鬚をかんだ跡があり、汗を流のように流していたという。こうした状況に対し、祢宜らは「尊神擁護、天下太平之奇瑞」と主張する怪異が発生した。祢宜らはこうした怪異を注進して神宮と朝廷との関係を朝廷に再認識させ、遷宮に結びつけようとしていたと推測される。詳しくは拙稿「室町時代伊勢神宮の怪異」を参照されたい。

⑥ このとき、『氏経神事記』に記されているのは、鏗木金物や材木等が誰の得分になるのか議論となっている点で、正殿が崩壊しつつある状況の下、その得分にのみ称直たちの関心が集中している点には考えさせられる。

⑦ 『氏経日記記』文安六年七月十七日条。

⑧ 『東寺百合文書』一函。

⑨ 『祇園社記』所収文安六年六月十二日官宣旨。

三 明応地震における伊勢国の被害状況

明応七年八月二十五日（ユリウス暦一四九八年九月十一日）辰刻、遠州灘沖を震源とするマグニチュード八・二〜八・四の巨大地震が発生した。いわゆる明応地震である。その前から地震は頻発しており、明応三年五月七日には大和で大地震があり、その余震は十二月まで及んだ。同四年正月や同六年十月、同七年六月にも地震があり、これらは明応地震の前兆地震と考えられている。そして明応地震の後にも余震が頻発しており、この地震は南海トラフ沿いの巨大地震と考えられている。本地震による被害については、古くから研究がなされてきているが、近年では伊藤裕偉・矢田俊文による一連の研究によって大きな伸展が見られた。^⑩

この地震では紀伊から房総にかけての海岸と甲斐で震動が大きく、熊野本宮大社の社殿が倒れ、那智の坊舎は崩れ、湯の峰温泉は十月八日まで湧出が止まったという。また、この地震では津波の被害が大きかったことが指摘されており、房総半島から紀伊半島にまで渡った。千葉小湊では誕生寺が流没破壊（津波高三メートル以上）、新島で四メートル、鎌倉由比ヶ浜では若宮大路まで達した津波が長谷の大仏殿の堂舎を破壊し、二百余人が溺死（八メートル以上）、西伊豆仁科郷では田畑が浸水（四〜五メートル）、志太郡小川村（現焼津市）の林双院旧地は海中に没し（六〜八メートル）、志太郡の流死は二万六千人とされる。浜名湖は津波で切れて海に通じ、新居郷では家屋が流出（六〜八メートル）したとする。伊勢大湊で

⑩ 『康富記』（増補史料大成）（臨川書店）。

⑪ 四月八日には春日社で羽蟻が出現したほか、四月十日以来地震が続き、その後天変も重なったので、五月十五日に軒廊御トが行われた。軒廊御トは春日社の怪異と地震の御トとに分けてなされたが、地震御トの結果は、「異震離兌方神社崇給」と出たため、さらに巽（南東）・震（東）・離（南）・兌（西）の方角のどの神社が崇まっているのか占断が行われて本文にあげた八社の崇りと出た。

は家屋一千余棟が流失し、五千余人が溺死し、同野川新田は津波で荒野となった（六ノ八メートル）。

伊勢国の被害については、『内宮子良館記』『皇代記付年代記』に詳しい。『内宮子良館記』^②は長享三年（一四八九）から永正十八年（一五二一）の伊勢内宮子良館で書きつがれた記録で、神宮に鮑を供進ことになっている志摩国国崎では津波により人家が大略流出したという。また大湊では家屋一千軒余り、死者は五千人ほどで、伊勢・志摩において死者は一人にのぼったという。

一、明応七年戊午九月御祭、国崎御贄^{ミトリ}、之事、

去八月廿五日大地震ノ大塩ニ、彼島家人大略流失、雖^レ然、於^レ彼役人^一者、潔斎ノ由申、御贄持參申之処、島中大略可^レ為^二不淨之間、奉^レ備^二御饌^一之事、不^レ可^レ然候由、御不審ノ御方有^二御座、御饌ニハクミ申サズ、然間、彼^レ熨斗可^レ為^二何之由^一処、去文明十一年己亥五月二日、依^二糠春屋喧嘩、館自燒之時、有^二触穢ノ事間、五月五日之御饌延引之時、彼御饌米ノ事、後日役人方へ請取申、於^二子良館内^一、三方外三方其外役人御饌、如分当米ニテ分当ル、任^二其例^一、今度モ御贄熨斗、後日ニ内外物忌其外方々ノ役人悉請取之、一臈徳分ハ塵ノ熨斗十二結リ、俵共ニ請取、又サザイハ数百也、其後御祓宜方へモ、如^二御饌之時^一、御長宮二三ノ八結リツ、一方ヨリ進、四五六七殿ハ二三方ヨリ十五ツ、進、

一、今度大地震ノ高塩ニ、大湊ニハ家千間余、人五千人許流死ト云々、其外伊勢^{〔志摩〕}鳥間ニ彼是一万人許モ流死也、

明応七年戊午八月
（一五）ノ事也、
廿二日ノ事也、

また、『皇代記』を利用してその各欄にその時代における神宮の主要事項を書き入れた『皇代記付年代記』^③にも津波被害が詳しい。

同七年戊午六月十一日^{〔丙未〕}未尅大地震、同八月廿五日^{〔丑辰〕}辰刻大地震ニ高潮満来而、當国大湊八幡林ノ松ノ梢ヲ大船共ニ打越而、長居郷迄浪入云云、仍大湊家数千軒余流損亡、人数男女共五千余人死亡、次志摩国荒嶋者人数式百五十余人死、其外海辺郷里悉皆損失、死人或百人、或五十人、中ニモ達志嶋、国府、相差、麻生浦、小浜等也、他国ヲ聞二三河片浜、遠江柿基小河ト申在所者、一同人境共亡

ト申、

彼高潮依_二地震_一滿来、同引時モ大儀ニシテ海底砂頭、鱗等尽數死、潮干漫々而遙也、希代不思議之間、人皆是ヲ見物矣、然之処、又自興_二高潮_一如山滿来ル、塩干ニ出タル人仰天而雖_二背帰_一大略道ニテ死亡、又件高潮滿来時、海中ヨリ數万之軍勢如山ヨセ来ルト荒嶋ノ者見ルト申、不思議事也、惣而大地震之時者、問浪大浪トテ兩度可_レ有_レ之、後ノ浪可_レ為_二高潮_一、後代ノ人地震之時為_二用心_一、懇ニ注置者也、

同八月廿八日大風洪水、山田之人驚顛而宮中御山高宮等エ退散、一日一夜也、仍大湊死穢ノ行触ノ不_レ審、又ハ雜人等宮中ニ退散ノ儀歟、外宮一七ヶ日触穢、

これによると、大湊では八幡林の松の梢を大船もろとも越えるほどの津波が押し寄せて長居郷（御菌町長屋）まで入り込み、千軒余の家屋が流され、五千余人が亡くなった。そして、志摩国荒島（鳥羽市安楽島）で二百五十、国府（志摩市阿児町国府）・相差（鳥羽市相差町）・麻生浦（鳥羽市今浦・本浦・浦村町）・小浜（鳥羽市小浜町）などの被害が大きかった。「大湊八幡林ノ松ノ梢ヲ大船共ニ打越」という記述については、誇張ではないかとする考えもあるが、明和八年（一七七二）石垣島を襲った津波は「大波之時各村之形行書」によると、津波は標高八十五メートルの場所にまで達したとされ、海岸には重さは約二百二十トンとされる「バリ石」が打ち上げられるなどし、二〇一一年の東日本大震災でも津波は標高四メートル以上のところにもで達したことから、十分あり得た記述と言えよう。一般に大湊での津波高は六〜八メートルとされるが、その倍以上の津波高があったのではないだろうか。

さらにその時の津波の状況について、地震による高潮の第一波が来た後に、潮がはるか沖まで引いて海底の砂が現れ、干上がったところに魚が多く跳ねていたのを人々は不思議がって見に行ったが、そこに山のような高潮が襲い、海に出た人たちはほとんど死んでしまった。また安楽島の人たちは、高潮が襲ってきたときに、海中から数万の軍勢が山のように押し寄せるようだったとしている。これをうけて筆者は、およそ大地震の時は「問浪」「大浪」といって津波は二度あり、

後の波が高潮となるから後代の人は地震の時には用心するようにと締めくくっている。この注記がいつ記されたのか不明だが、津波被害があつてからそう遠くないときに記されたものであろう。後世の人のための教訓として記されていることが注目される。

- ① 郡司嘉宣「明応地震・津波の史料状況について」(月刊海洋科学) 二一七、一九八〇年、地震予知総合研究振興会編『遠州灘沖の歴史地震に関する規模等の調査』地震予知総合研究振興会、一九八二年、飯田汲事「明応七年八月二十五日(一九八八年九月二〇日)の明応地震の震害と震度分布」(飯田汲事『飯田汲事教授論文選集』飯田汲事教授論文選集発行会、一九八五年)、伊藤裕偉「安濃津と明応
- 地震の痕跡」(津・市民文化)二、二〇〇八年)、矢田俊文「明応地震と港湾都市」(日本史研究)四二二、一九九六年)、【中世の巨大地震】(吉川弘文館、二〇〇九年)、同『地震と中世の流通』(高志書院、二〇一〇年)など。
- ② 『統撰書類従』神祇部所収。
- ③ 『神道大系』所収。

四 明応地震の際の伊勢神宮の対応

こうした伊勢国内の状況に対して、伊勢神宮ではどのような対応がなされたのであろうか。明応七年九月日内宮解では、一七ヶ日の地震御祈が行われたことがわかる。^①

一、皇太神宮神主

依_レ御教書注進、地震御祈一七ヶ日、可_レ抽_二精誠_一聞事_之

右去月廿五日御教書并次第施行備、地震御祈事、一七ヶ日殊可_レ抽_二精誠_一之由事、謹所_レ請如_レ件者、任_二仰下之旨_一、神宮一同可_レ勵_二御祈禱精誠_一者也、仍注進言上如_レ件、以解、

明応七年九月 日……………大内人

祢宜……………十人

この地震御祈は八月二十五日に神宮伝奏御教書が発給されたことを受けて行われたことから、八月二十五日に発生した

地震によるものであったことがわかる。また、同日に文書が発給されていることから、伊勢で大きな被害を及ぼしたことが京都に報告されたことにより伊勢神宮に祈禱命令が出されたわけではなく、京都で大きな揺れを感じたことにより、伊勢神宮に対して祈禱が命じられたものといえる。

この地震は京都でも非常に大きな揺れを感じ、『実隆公記』^②には、「廿五日、早朝地震大動、五十年以来無_レ如_レ此事」云々、予出生以来、未_レ知_レ如_レ此之事」とあるほか、『後法興院記』^③にも、「辰時大地震、去六月十一日地震一陪事也」と記されている。もちろん当時の「科学」では震源や規模を特定することはできない。『後法興院記』の記主である近衛政家が東海地方の被害状況を知ったのは、地震発生から一ヶ月経った九月二十五日のことだった。

地震が発生すると、すぐに陰陽師である土御門（安倍）有宣と勘解由小路（賀茂）在通に対して地震勘文の提出が命じられている。『後法興院記』八月二十五日条には、土御門有宣の勘文が記されている。

今月廿五日辰時大地震、傍通水神所、動也

天地瑞祥志云、傍通水神所、動也

内経曰、秋地動、天子凶、大臣受_レ殃、

又云、地動、其国有_レ戰、民流_レ亡、

又云、地動、天下疾病、有_レ大喪、

又云、八月地動、六十日内兵革起、

明応七年八月廿五日 從二位有宣

そして二十六日条には、勘解由小路在通の勘文が記されている。

今月廿五日、辰時大地震數々而無_レ声傍通張宿、火神所、動也

洛書雄罪級曰、地震衆虐盛、

尚書夏侯説曰、地動大臣盛將有_レ為而不_レ靜、兵數動、

春秋緯運斗枢云、地動乱並華、群臣厥施、佞者執政、君主在野、小人在位、朝庭多賊、国受_二其咎_一也、

公羊傳云、臣專_レ政、陰而行_レ陽、故地震、

穀梁伝云、地動大臣盛、軍將動有_レ變、

夏氏云、地動民不安、搖擾流移、

又云、地動數殺人、賊臣暴、

鴻範伝云、地動者臣不臣、下者大貴也、

明成七年八月廿六日 正三位在通

現代のわれわれの感覚からすると、地震こそ最大の災害であるが、古代・中世社会においては地震は怪異の一種としてとらえられていて、兵革や疫病などの前兆として考えられていたために、地震勘文の提出が命じられたのであった。ここでは中国書における「地動」に対する判断を載せている。なお、地震を吉兆と判断することもあった。^④

さらに『実隆公記』二十六日条には、以下の記述がある。

廿六日、抑地震御祈事、所々被_レ仰_レ之云々、奉行職事送一通、

地震御祈事、自_二来廿九日一七ケ日、殊可_レ抽_二精誠_一之由、可_レ令_下知神宮_給之旨、天氣所_レ候也、仍言上如件、

(勸修寺)
尚頭誠恐謹言、

八月廿五日

右少弁尚頭奉

進上侍従大納言殿

則相_二触頭弁宣秀朝臣_一、其状如_レ此、

地震御祈事、自_二来廿九日一七ケ日、殊可_レ抽_二精誠_一之由、可_レ令_下知神宮_給之旨、被_二仰下_一也、謹言、

八月廿五日

実隆

頭弁殿

天皇によつて一七ヶ日地震御祈がすでに八月二十五日に命じられていることから、陰陽師の地震勘文の如何に関わらず伊勢神宮に対して祈禱命令を出すことが通例となつていたことがわかる。また、他の寺社に対して祈禱命令が出された形跡はない。

余震はその後も続いたことから、閏十月二十八日には伊勢神宮に対して天下安全の祈禱が命じられた。

廿八日、抑御祈事、近日被_レ仰_二所々云々、御教書廿七日到来、廿八日書一通、神宮奉行職事也、遣_二頭弁_一了、

天下安全、朝儀再興御祈事、從_二来月四日一七ヶ日、殊可_レ抽_二精誠_一之由、可_レ令_二下_一知神宮_二給_上之旨、天氣所_レ候也、仍言上如_レ件、尚顯誠恐謹言、

後十月廿七日

右少弁尚頭奉

進上 侍従大納言殿

追言上

天変地動及_二度々、殊可_レ抽_二精誠_一之由、同可_レ令_二下_一知_二給_上候也、重誠恐謹言、

近日天変地動及_二度々、其慎不_レ輕、自_二来月四日一七ヶ日、別而抽_二精誠_一、可_レ奉_二祈_二天下安全、朝儀再興_一之由、可_レ被_二下_一知神宮_二之旨、被_二仰_下候也、謹言、

後十月廿七日

実隆

頭弁殿

この文書をうけて、職事奉行中御門宣秀施行状が発給された。^⑤

一、近日天変地動及_二度々、其慎不_レ輕候、来月四日一七ヶ日、別而抽_二精誠_一、可_レ奉_二祈_二天下安全、朝儀再興_一之由、可_レ被_二下_一知神

宮之由、被_レ仰下_レ之状如_レ件、

後十月廿七日

左中弁判

祭主権大副殿

一 祭主下知同廿八日 宮司告状十一月十日

そして神宮では祈禱が行われてその報告がなされた。^⑥

皇太神宮神主

依_レ御教書注進、天変地動御祈別而抽_レ精誠_二子細事

右得_レ去月廿七日御教書并次第施行_一備、近日天変地動及_レ度々、其懐不_レ輕候、来月四日一七ヶ日別而抽_レ精誠、可_レ奉_レ祈_二天下安全、

朝儀再興_二之由事、謹所_レ請如_レ件者、任_レ被_二仰下_一之旨、凝_二御祈禱丹誠_一者也、定令_レ然_二神慮_一者哉、仍注進言上如_レ件、以解、

明応七年十一月 日 大内人正六位上荒木田神主行久上

祢宜従四位下荒木田神主守朝

十人

文書としては内宮のものしか残されていないが、おそらく外宮でも同様に祈禱が行われたであろう。いつ終わるかわからない余震に対して「天下安全、朝儀再興」の祈禱命令が神宮のみに対して出されているのは興味深い。十五世紀末の式年遷宮が行われず社殿が退転している状況にあってもなお朝幕の神宮に対する崇敬はあつく、国家神としての地位を保っていた。

神宮への奉幣はすべての災異の場合に有効であり、他のいかなる寺社にも増して朝幕からの祈禱命令の数が多い。例えば、応仁二年（一四六八）九月、彗星が出現した際には、祭主清忠に命じて両宮に公武御祈を行わせているが、このときの祈禱命令は神宮と東寺に対してなされた^⑦。また、文明六年（一四七四）二月八日に熒惑星が輿鬼を犯した際には、伊勢

両宮と興福寺に対して公武御祈の祈禱命令が出されているなど、他の寺社とならんで祈禱が行われる際には、神宮と対になって行われる場合がほとんどである。

ところで、明応地震の際には神宮が被害を蒙って仮殿遷宮を請うような記述は見出すことができないことから、神宮自体には被害はなかったようである。大湊をはじめとする神宮周辺では甚大な被害を蒙る一方、神宮は朝廷からの祈禱命令を肅々とこなすという通常の対応であった。

そして、被害云々よりも祭祀が通常と変わらず行えるかどうかが重要な問題だったようである。さきに掲げた『内宮子良館記』では、国崎において津波により多くの人が亡くなって島中が不浄となったため、神嘗祭のため神戸から調進した御贄の熨斗匏を御饌として奉ることはまかりならぬという神宮側の判断であったことが記されている。そのため文明十一年（一四七九）に糠春屋で喧嘩があり、館が燃えてしまい触穢となったときの先例にならって、熨斗匏は神饌としてではなく、内外物忌らの役人が受け取り、祢宜方へも配分することになった。本来は神饌として奉献された後の熨斗匏を撤饌して祢宜をはじめとした役人らに配分されることになっているが、神饌に不浄の恐れがあるため神前に供えるのはやめて、神饌だけは祢宜らに配分するという現実的対応をとったといえよう。そのため神嘗祭は、熨斗匏は用いられずに神事は変わらずに行われたと推測される。

神宮周辺の被害状況が次第に明らかとなり、尋常ならざる事態であることがわかってきたはずであるが、地震が発生して一ヶ月もたないうちに神嘗祭は予定どおり執行されたようである。それほど神事を従前とかわらずに執り行うということが重要であったことがうかがえる事例だともいえよう。

① 守朝長官引付五七（『三重県史資料編中世Ⅰ（上）』）。

② 高橋隆三編『実隆公記』（統親書類従完成会）。

③ 竹内理三編『後法興院記』（統史料大成）（臨川書店）。

④ 『吾妻鏡』建久二年三月六日条など。このことに関しては、湯浅吉

美『吾妻鏡』に見る地震記事をめぐって——鎌倉武士の地震観——

（『埼玉学園大学紀要（人間学部篇）』八、二〇〇八年）で紹介されて

いる。

⑤ 守朝長官引付六六(三)三重県史資料編中世一(上)。

⑥ 守朝長官引付六七(三)三重県史資料編中世一(上)。

⑦ 『氏経卿引付』(三)三重県史資料編中世一(上)には以下の文書を載せる。

伝奏町資広奉書

慧星出現事、為 公武御祈、自廿二日至来月五日、凝懇念、可奉

祈天下安寧・聖運長久之由、可被下知兩宮之由、被仰下候也、

恐々謹言、

九月十六日

祭主二位殿

内宮解

皇太神宮神主

おわりに

九世紀に怪異のシステムが形成されて以降、室町時代に至るまで、伊勢神宮では境内の木が倒れたり、社殿の千木が折れたり屋根が崩落したりすると、それは怪異とみなされて朝廷に報告された。そして朝廷では軒廊御卜を行い、怪異の原因が追及されて対応がなされた。そして、怪異の占断がなされる際には、「神事違例、穢氣不浄」という結果が出されることが多く、それにより神社への奉幣や社殿の造替が行われた。^①

神社においては清浄が重視され、穢が徹底的に排除された。『類聚三代格』^②には以下の聖武天皇による詔を載せる。

詔。攘災招福。必馮幽冥。敬神尊仏。清浄為先。今聞。諸国神社内。多有穢臭及放雜畜。敬神之礼。豈如是乎。宜国司長官自執幣帛。慎致清掃。常為歳事。

依御教書注進、慧星出現、公武御祈禱致精誠聞事

右去月十六日御教書傳、同十八日祭主下知傳、同廿一日宮司告状

傳、慧星出現事、為公武御祈、自来廿二日至来月五日、凝懇念可

奉祈天下安寧・聖運長久之由事、謹所請如件者、任被仰下之旨、凝御祈禱丹誠、今月五日奉遂結願者也、仍注進如件、以解、

応仁二年十月五日

祢宜從四位上荒木田神主氏經

(十人加筆)

また、東寺に対する祈禱命令は『見聞雜記』(『歴代殘闕日記』八十四)に見える(『大日本史料』八一、応仁二年九月十六日条)。

⑧ 『文明年中内宮引付』(三)三重県史資料編中世一(上)、『親長卿記』

文明六年二月十一日条、『東院年中行事記』文明六年二月十六日条

(『大日本史料』八一七、文明六年二月八日条)。

神亀二年七月廿日

この詔は『続日本紀』神亀二年（七二五）七月戊戌（十七日）条にもほぼ同文を載せる。『類聚三代格』の詔は「敬神尊仏」のために清浄第一であることを謳っているものの、その後の記述は神社に対するものであり、この詔は神社に対して出されたものと言える。一方『続日本紀』^③では「慎致清掃常為歳事」の後に、「又諸寺院限、勃加_二掃浄_一、仍令_二僧尼誦_二金光明经_一。若無_二此经者_一、便_二転_二最勝王经_一、令_二国家平安_一也」の文言が付け加わっており、こちらは寺院に関する詔だったと言える。寺院の場合も清浄が求められ、寺々には「浄人」がいて清掃に当たっていた。^④

そして『御成敗式目』^⑤の最初の条に記されるように、

一、可_二修_一理神社_二専_一祭祀_一事

右神者依_二人之敬_一増_二威_一、人者依_二神之徳_一添_二運_一、然則恒例之祭祀不_二致_二陵夷_一、如在之礼奠勿_二令_二怠慢_一、

「神は人の敬いによつて威を増し、人は神の徳によつて運を添う」と考えられていて、神を清浄に保ち、祭祀を滞りなく行うことは重要なことであり、神を満足させることは国家にとつても重大な事項であった。神社にとつて重要なのは、社殿が整つていて清浄な状態にあることであり、祭祀が決められたとおりに挙行されることであつた。そのため、怪異・災害と遷宮は連動していたのである。

十七世紀以降になると伊勢神宮での怪異は急減し、それにあわせて仮殿遷宮も減少する。それはもはや神宮で発生していた「怪異」が「怪異」としての意味をなさなくなり、朝廷や幕府において怪異について議論されることもなくなったことによる。

中世社会においては、災害は単なる自然現象ではなく、カミの意思のあわれであつた。そのため災害の鎮まることをカミに祈つた。また、神社とりわけ伊勢神宮で発生する社殿倒壊などの災害は怪異として認識され、カミの意思が軒廊御トによつて占断され、奉幣や社殿造替などの対応がとられた。こうした自然現象の背後にカミを感じる中世人のあり方は、

「科学」によってすべてを解釈し統御することができるとする現代人にとっては、「迷信的」で「遅れた」考え方もしれないが、こうした考えによって自然が維持され、調和が保たれていたことも確かである。人間自身が作りだした原子力発電所や兵器といった「科学」によって逆に苦しめられている現状を鑑みれば、カミと共存していた中世人を笑うことはできないだろう。われわれは今一度自分たちの足下を見据える必要があるのではないだろうか。

① 山田雄司「怪異と穢との間——寛喜二年石清水八幡宮落骨事件 一九九〇年。

——（東アジア怪異学会編『怪異学の技法』臨川書店、二〇〇三年）。

② 『新訂増補國史大系』。

③ 青木和夫ほか校注『続日本紀』（新日本古典文学大系）岩波書店、

④ 『続日本紀』天平十七年五月甲子（七日）条。

⑤ 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 第一巻鎌倉幕府法』（岩

波書店、一九五五年）。

（三重大学人文学部教授）

that the Nanajunoto (Seven-storey pagoda) of the Mutsu Provincial Monastery was destroyed by the massive 869 (Jōgan 11) Mutsu Earthquake.

It can be assumed that the Mutsu Provincial Monastery and the Mutsu Provincial Nunnery were reconstructed through the cooperation of many *gunji* (district managers) in Mutsu Province, as they had been at the time of their founding. And this manner differed from the reconstruction of structures at the Tagajō Fort Site

As a result of the Great East Japan Earthquake, study of the Great Mutsu Earthquake and Tsunami of Jōgan 11 (869) began to be fully advanced in various fields. To discover the reality of the Great Mutsu Earthquake and Tsunami of Jōgan 11 (869), interdisciplinary research in a variety of closely related fields—archeology, ancient history, seismology, geomorphology and tsunami engineering—are needed. To perform this task, it is necessary to discover the reality of the Great Mutsu Earthquake and Tsunami of Jōgan 11 (869) in each area of study at the outset. This paper is one attempt in preparation for such interdisciplinary collaborative research.

Muromachi-period Disasters and Ise Jingū

by

YAMADA Yūji

At Ise Jingū, a mausoleum (*sōbyō*) of the imperial progenitor, prayers were conducted whenever orders for such prayers, which had been issued by the court or the *bakufu*, were received. The orders were issued by the authorities whenever disasters or uncanny events occurred somewhere in Japan. From the time in the 9th century, when the national policy for responding to uncanny events was established, until the Muromachi period, when mysterious phenomena would occur at Ise Jingū—trees within the precincts would topple, or the roof of the main shrine building would be smashed by falling trees; these would be deemed uncanny events and reported to the imperial court. The court would then investigate for precedents, have officials of the Jingikan (Office for Worship of Native Divinities) and the Onmyōryō (Bureau of the Ying-Yang Practitioners)

conduct divinations, called Konrō no miura, to determine the cause, and report on possible evil omens of future reoccurrences. Then, on the bases of these reports, high-ranking nobles would conduct exorcisms in an attempt to cope with these uncanny events. When the Konrō no miura divinations were rendered, the result was often “a violation of the native kami; an impure pollution,” and in response offerings to the shrine or repairs of the main shrine building would be carried out. Uncanny events were thought to be representation of the kami’s intent, i.e. the divine will, and throughout medieval society, the state attempted to prevent crises before they arose by interpreting these signs.

Medieval Japan was a divine country, and as was recorded in the *Go seibai shikimoku* legal codes, it was thought that, “the authority of the kami was increased by the respect of the people, and the fortune of the people was multiplied by the virtue of the kami.” Thus it was a particularly important task to preserve the purity of the shrine and have rites conducted continuously. By maintaining the shrine in good condition and preserving its purity, the kami could exercise its power, pollution could be avoided, and if by chance one were to become polluted, the polluted location would be excised, and the grave response of ceasing rites could be carried out.

Because it was thought divine authority was reduced when uncanny events and disasters occurred or the main shrine building was damaged, it was necessary to repair and rebuild the main shrine building and keep it in a pure state. The main shrine building at Ise Jīngū was completely rebuilt and transferred (*sengū*) “once every twenty years” (*shikinen*) as a national project, but if the main shrine building was damaged in the interim, the divine spirit was transferred to a temporary shrine, and when the main shrine building was repaired, the divine spirit was returned. Thus a temporary-shrine transfer was employed as a measure to cope with the problem. The appearance of frequent use of temporary-shrine transfers in the medieval period was not due to a rise in sense of reverence, nor more frequent disasters, nor a decline in the level of technical skills needed to transfer the shrine, nor the impossibility of obtaining suitable materials, but was most likely due instead to an increasing consciousness of the uncanny and of pollution as well as a rising consciousness of the necessity of preserving the purity of the shrine precincts and maintaining the shrine itself in a proper state.

Comparing the number of uncanny events that occurred at Ise Jīngū with the number at other shrines, it is clear that the number at Ise, along with

that of such events at Iwashimizu Hachimangū, was particularly high, which was a result of the fact that the two shrines were *sōbyō*, mausoleums for imperial ancestors, who protected the nation. Then, a special characteristic of the uncanny events at Ise Jingū was that damage to the main shrine building was considered an uncanny event and reported to the state. The replacement of the shrine was ultimately the responsibility of the state, and it differed from other shrines in this respect, and thus damage to the shrine building was treated as an uncanny event and immediately reported to the state. However, in the latter half of the Muromachi period, even if there was a report of uncanny events, the response of an immediate transfer to a temporary shrine could not be carried out due to the paucity of state funds.

I have clarified above that disasters were not natural phenomena but divine will during the medieval period, and that it was though necessary to fathom the divine intentions in order to placate them and prevent additional crises. Further, I surmise that as Ise Jingū was a core institution capable of detecting uncanny events of national consequence, in the case of damage to the main shrine building, there was a need to maintain the shrine in proper condition by employing a temporary-shrine transfer as was used in the regular *shikinen sengū*.

The London Earthquake and Divine Punishment

by

KUSUNOKI Yoshihiko

On April 6, 1580 a great earthquake occurred at lat. 51.060° N. and long. 1.6000° E., which is located in the Strait of Dover where a number of powerful earthquakes struck. This earthquake is quite famous and usually called the London Earthquake. Its intensity was estimated at a magnitude of 5.8 with a depth of 22km in the UK Historical Earthquake Database of the BGS. It shook the British Isles and the continental Europe.

The definition of 'disaster' in the sixteenth century meant 'an unfavourable aspect of a star or planet' in English, not a calamity (OED). The meaning of calamity as disaster appeared in the later Elizabethan Age, but in this case it meant a misfortune associated with an ominous aspect of the stars. The